

第9回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年6月2日(水)午後7時40分から

会 場：北とぴあ 8階801会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

富田 順子(白樺会会長)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

田中 清隆(公募委員)

事務局：秋元 憲 地域振興部長

小林 義宗 地域振興課長

湯本 国夫 地域振興係長

木澤 実 地域振興係主査

中山 純一 地域振興係主事

次 第

1. 議 題

(1) 議事録の確定について

(2) アンケート集計結果報告

(3) 「協働」について

(4) その他

2. 次回日程

開 会

委員長

第9回NPO・ボランティア活動促進委員会を始めさせていただきます。

最初に、新しくこの担当になられた課長のご挨拶から。

地域振興課長

4月1日付けで地域振興課長になりました。前任のコミュニティ担当課長は専属課長として勉強されておりそれを引き継ぎました。一生懸命勉強してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

1 . 議 題

委員長

最初に、議事録の確定について6月11日の金曜日までに校正をお願いいたします。

次に、アンケートの集計結果について事務局からご説明ください。

事務局

このアンケートは、「ぷらざ」や市民活動推進機構に対する意識調査という目的で実施しました。平成15年7月に発足した協議会の会員の方を対象にアンケートを実施しました。回収率は40%、76名中31名の方から回答をいただきました。

まず機構に対する加入については、61%の方が加入されておりました。ちなみに、現在の機構への加入の状況は、正会員30名、活動会員17名、賛助会員3が加入しております。

二番目に、「ぷらざ」の利用状況については、「非常によく利用している」と「時々利用している」が75%、「利用していない」と「無回答」が25%。ちなみに「ぷらざ」の4月の利用状況は、サロンと情報コーナーの2つに限って言いますと、サロンコーナーでは、大体1,000名、また、情報コーナーは大体70名ぐらいの方が利用されております。

三番目に、ぷらざを利用したことがない理由について複数回答していただきました。「知らない」という方はいらっしゃらなくて、ただ、「必要がない」とか「利用しにくい」という方が若干いらっしゃいました。「その他」の意見については、「たまたま利用する機会がなかった」「活動の内容がぷらざの利用に適さない」という意見が多かったです。ただ、今後、打ち合わせなどで使いたいという意見もあり、ぷらざの利用者数はこれから増えていくのではないかと期待しております。

四番目に、機構会員が今後関わりたい分野について複数回答で聞いております。一番多いのは「まちづくり、地域づくり」というところで13件、次に、「子ども・教育」ということです。この結果は、区民の方々の関心を現していると思います。機構の具体的な事業についても、こういった方面についての事業展開が必要になるのではとっております。

それから、5番目。「機構」未加入・不参加の方の今後の加入について回答して頂きましたが、半分ぐらいの方がこれから加入を考えてもいいと回答されております。

最後に、「その他の意見」ということでお聞きしております。「この機構については体制づくりに向けてのスピードがちょっと速過ぎる」「市民全員が参加して機構をつくっていくという方向性と透明性に欠けている」「ボランティアセンターから承継された機能が低下している」という厳しい意見もありました。やはりボランティア支援の具体的な事業が提示されておらず参加しにくいというご意見だと思います。ただ、16年度の事業が固まり、今後、どのような事業を行うかについて区民の皆さんに示していけるのではとっております。

委員長

出てきたアンケートの結果を、今後、どのように活用するかということになりますが、でも、加入されている方が61%、結構高いですね。今後、加入したいという方が多いことから見ると、全般的には望ましい結果が出ている。ただ、最後の意見のところ、何人かの方が厳しいことを指摘されている。

委員

例えば、この「ボランティアぷらざの機能が低下している」というご意見については、まだそんな評価をする時間はないはずですよ。本当にそうなら考えなくてはいけないけれども。こういう意見というのは、何となくということで、数字に表れているかというところじゃないと思うのです。

委員長

「理事会での討議事項が非開示なので不信感を抱いた」という点について、議事録は、公開はされているわけですね。

事務局

議事録は、一般にはまだ公開されておりません。今後、ホームページを通じて公開していくことになります。

委員

機構のホームページを作っている最中です。そこで議事録のページを作成し更新していかうと広報委員会で考えています。やはりそういうことをやらないと、透明性がないというご意見になると思います。ぷらざのホームページに間借りしている状態では、様子がわからないということとは当然だと思います。

委員

理事会は何回やったんですか。

事務局

総会は第2回になります。理事会は4回くらいです。

委員

3回目までは承認を得ているので公開すればこういう意見にならなかったと思うのですが。課長さんの異動があったり事務局長がやっと就任したりばたばたしていましたね。

委員

でも、一応この意見を踏まえて。

委員

そうですね、すごく貴重なご意見ですよ。

委員長

そうですね。また半年ぐらいたったところでアンケートをすとかを。それから、ぷらざを利用したことがない理由についても広く聞かないといけませんよね。

委員

ぷらざに来ている人に対してもアンケートが必要ですね。利用してどうなのかというご意見も。

委員長

続きまして、今日の本題である「協働」について、順次説明をしていただこうと思います。

前回、たたき台が出てきたわけですが、今後、このたたき台に相当するようなものを委員会として作っていくことになろうかと思えます。この委員会は区の審議会ではあるけれども、中間的な立場から、区と市民活動の協力関係をもっともっと高め、それを進めていくためのマニュアルのよ

うなものがあるともっと進展していくのではないかという発想がマニュアル作成の基になっております。今日は、既にこういうマニュアルをつくっている、他の自治体の資料を集め、項目を少し整理し、北区でどんなものをつくっていくべきかの材料にしたいと考え、用意いたしました。

東京都と千葉県と埼玉県という県レベルのため行政の活動の内容も違うとは思いますが、まだ、23区レベルでこういうマニュアルという形でできているのは余り聞いたことがありませんので。

それでは、事務局からご説明いただき、この委員会としてどんなものを作っていくべきかについて項目をある程度確定していきたいと思っております。

それでは、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

地域振興課長

先般3月の委員会で北区の協働マニュアル(案)たたき台としてお示しをさせていただいた冊子の項目だけを抜き書きしましたのが一番右側の欄でございます。

第1篇の総論がありまして、第1章が市民活動団体との協働、第2章で協働を築くための基本方針、第3章で全庁的な協働型行政推進のための仕組みというふうに総論部分を押さえて、次に、第2篇の各論で、協働事業の進め方、で協働事業の進め方の具体的な部分、それからで協働事業を進める上での重要なポイント。が協働を築いていくときの留意点。第2章に入りまして、協働のためのさまざまな手法ということで、お示しをさせていただいたものです。

右側の方は、先駆的にマニュアルをつくられている東京都、千葉県、埼玉県のマニュアルの項目の部分だけを抜き書きしましたのがこの表でございます。ただ、これですと比較の仕方が非常に難しいので、裏面に、今、ご説明しました項目をまとめたものをお示ししてあります。例えば、協働の必要性・基礎知識の部分や協働の現状と課題の部分などの項目があります。恐らく、今回のマニュアルづくりでご議論いただく部分になるのではないかと考えております。

協働の進め方の部分について、一番右の欄が北区で、前回のたたき台でお示しした部分について、先行している自治体ではどのように記載をしているかについて、項目のリストアップをさせていただいたのがこの欄でございます。それから、協働推進の行政の対応、協働事業の評価、あと事例という形で区分をさせていただいております。

これに伴いまして、一番議論になるであろう協働の進め方の部分について、東京都、千葉県、埼玉県のマニュアルのその部分を抜き書きしたものを配布させていただいております。

それと、協働事業の進め方を検討するための参考資料「協働の進め方のポイント」としてお示しさせていただきました。協働事業の目的や効果の検討、協働事業の形態の選択、協働事業の相手方の選択、協働事業の実施手順、そして、協働事業の評価と見直しとしてまとめてございます。この辺を踏まえながら、作成するマニュアルの項目立てについてご検討いただければと思っております。

委員長

ありがとうございました。

今日は項目を検討し、秋頃には、区に答申をしたいと思っております。従来は行政で案をつくり、それをいろいろと議論したけれど今回もそういう方式でいくかどうか。たたき台というのもありますので、例えばこの部分を私が書きたいとか、そういう方がいらっしゃれば書いていただいていると思うのですが、そういう方法や項目立てや事務局から案を出してもらうための前提となるようなことを議論しておきたいと思っております。まず、どこから議論するか、なかなか難しいのですが、

委員

ちょっと質問があるのですが、協働については18年度からの指定管理者制度と関連してくると

ということですか。

委員長

関係しますね。

委員

一部ですか。今、協働と言うとそこしか考えられないのじゃないかと。

地域振興部長

指定管理者というのは区の業務を委託する相手方を選定する手法ですから、その相手方の中には、純然たる営利企業もあるし、NPOもこれから相手方になってくると思うので、部分的には関係し、協働の相手方が指定管理者の一部になるわけですね。

委員長

指定管理者というのは、委託する側を行政側が指定していくという行為ですよ。指定された団体と行政がどういう契約を結んでいくか、その内容に応じて、請負契約のようにしてお願いし、言うのだったら協働とは言い難い。でも、その契約の中身をどういう形で決めていくかということ、対等な立場で契約の内容を決めていくということをしていけば協働と言えるわけです。

委員

その部分によって協働となるわけですね。

委員長

指定管理者というのは、あくまで特定の団体を指定していく行為ではないかと思うんですが。

地域振興部長

だから、例えばエコーひろば館なんかを例にとれば、仮に、エコーひろば館の受託者として活動機構が指定管理者になれば協働スタイルの指定管理者の典型になるのではないですか。

委員

そういう部分はそうだけれども、例えば特別養護老人ホームを委託したとか、そういうものはまさに企業のようになるわけで、丸投げの形になってしまう。こうしたことは、NPOによる今後の市民活動にも関係してきます。だから、早くNPOをとりましようと言われているわけですよ。

委員

結局、協働の発想がどこから生まれたかということ、市民のニーズの多様化に行政がうまく対応し切れないところを市民側がサポートする話と行政改革という流れの中で協働の話が出てきている。指定管理者制度というのは、実はその協働と言われてきたものに対して、もっと合理的な形態を追求するときに出てきたと思うのです。

最近、非常に話題になっているのが、非営利型の株式会社、それからもう一つは投資型のNPO。この2つには共通点があり、株式会社というと金もうけをしている会社という感じがあるのですけれども、地域の中でお仕事をされている方の中には、例えばボランティア活動をしていたのだけど介護保険の絡みでそれを有限会社に行っているようなところもあるのです。こういったように営利性のない有限会社があるわけで、そういうものもひっくるめて考えていかなきゃいけない。協働の研究はそれとしていいのですけれども次なる展開を見ておかないと、社会の変化が先に行く可能性があると思っています。

実は経済産業省が投資型NPOの研究をしまして、公益法人の見直しを来年度に向けて協議をしている。そういった新しい流れが出てきているので、協働は協働としてまとめていただくとしても、次のステップを観ることが必要です。それには理由があって、行政が物事を決

めてそれを委託するというところから、何をしたらいいか一緒に考えましょうという話が出ています。例えば先ほどのエコーひろば館では、行政の目的と市民側の目的をうまく協調しながら、社会全体に貢献するような仕組みを作ろう、あるいは政策を打っていきこうと。しかし、民間の方がもっと進んでいるという話があります。それは、民間側の政策を評価し、そこに委託じゃなく全部任せてしまい監視もしないという考え方も一部で出てきています。協働を、狭義でとらえて研究することについては別にそれはそれで全く問題ないのですが、どこかで長期的な視点を入れる必要があり、整理をした方がよいと思います。先ほどご質問のあった指定管理者制度との関係で、ひょっとすると、区の様々な業務が、合理性や利益を追求するあまり地域と関係ない企業に仕事が行ってしまうことが、それが地域の発展につながるのか。他方、いわゆる生産性だとか利益だとかを考えない人たちの魂のあるボランティアな活動が地域を支えているという事実もあることを忘れてはならないと思います。

委員長

例えばビルのメンテナンスの会社がそういう特定施設の指定管理者として受託することになると、競争入札で安く安くということになってきます。そうするとNPOは入る余地がなくなることになると思うのです。ただ、単に清掃し、朝、鍵をあげて夕方閉めるだけの話ではありません。中身が豊富なのはやはりNPOということになり、ビルの委託を受けているだけの会社ではできない部分もある。そういうものを協働する相手方と対等な関係の中から、民間のすぐれた部分をどんどん発揮してもらうための仕組みを考えておくということになると思うのです。指定管理者制度というのは、ご存じない方もいらっしゃると思うのですけれども、簡単に言えば、今までやってきている市民活動と行政との協力関係をどう進めていくかという話になると思います。

委員

だから、その活動はやはり促進していかなきゃいけないわけです。区民の活動目的の問題とも関連していますし。

委員長

指定管理者制度は重要だと思います。次回に資料を用意して説明していただいた方が皆さんもお判りになるのではないかと思います。協働とも相当かかわる話だと思いますので。

委員

どんなものを協働していくかということが大切ですよ、このマニュアルを通して。だから、マニュアルをつくることは非常にいいと思うのです。

委員長

まず、前提となるマニュアルをつくるべきかどうか、マニュアルはどういう意味を持つかというところでいかがですか。

委員

これは報告書自体のことですよ、マニュアルを作るべきかというのは。

委員長

報告書とマニュアルをどう一致させるのかというのも1つの問題ですけれども。ただ、報告書はマニュアルそのものじゃなくて、マニュアルの核となる部分、例えば協働事業の目的とか効果などの項目を書き、行政でマニュアルという形をとったものにするか、それとも、この委員会でマニュアルに相当するものを作るか、そこはどう考えるべきかなんですが。項目だけを作っておけばいいのではないかということになるかもしれませんね。

委員

どっちにしてもマニュアルは必要だと思うのです。私どものところは視察や見学が多く、また、お話を頼まれることもあるのですが、そのときに、マニュアルを見ながら話ができると思います。どう作るかは別としても、この委員会で作れというのも大変ですよ。

委員長

マニュアルの1行目から最後の行まで書くというのはちょっと難しいかもしれないですよ。

委員

ただ、このように北区で活動し、感じている問題点や課題や疑問はみんな持っているわけですから、そこはやはりきちんと意見を述べて何らかの反映をしていただかないとここで意見を述べている意味がなくなってしまいます。

委員長

現実にはいろいろな障害が出たり、問題が生じているということを踏まえて、そういう障害を乗り越えるためにどうするかということがこのマニュアルのポイントになるかと思います

あとは、個別の事例、具体的な事例を含めて書いていきたいと思っています。それは前回のコラムのような形にするのか、それとも、事例の形式で後ろの方にまとめるというやり方もあるかと思うのですが。北区の強さというのは、このような事例を幾つも持っているということではないかと思うのです。そのマニュアルということについて、共通の認識というか共通の理解を持っておきたいと思うのですが、意味がわからないという方はいらっしゃいますでしょうか。

委員

23区は東京都の一部ですよ。例えば教育にしても、まず、東京都があり、その中に北区があるという考え方をしていますけれど、既にある東京都のマニュアルと全くリンクしなくてもいいものなのか、どうなのでしょう。

委員長

東京都がやっている行政の中身と、北区がやっている行政の中身が違うのですよね。東京都は例えば都立公園の管理をする。だから、都立公園の管理の中に、どういうふうに市民活動団体と協力していくかというような観点は入っています。でも、区の公園は区がやっていますね、区が管理するところですから。その公園を東京都のやり方をそのまま持ってくれば問題ないという人もいるかもしれませんが。都立公園はかなり大きいけれど区の公園というのは比較的小規模なんです。それを東京都と同じやり方でいいかということそうでもない。いろいろな意味で、施設も東京都が持っている施設というのは東京都全体を視野に入れた、比較的大きな施設ですね。区が持っている施設は、やはり北区あるいはその周辺に住んでいる人たちのことを中心的に置いたものですから、やはりちょっと違ってきます。その意味では、東京都のマニュアルで使えるところはもちろんあるけれど、これを全部使ってしまう北区はつくらなくてもいいという理由にはならないのでは。

委員

これにどの程度とられるか、関連していくのかという質問なのです。おっしゃるとおりで、これがあるからもう要らないということでは全くありません。

委員長

ですから、ここは参考として、十分使うことのできる東京都のものを入れていただき、それから、身近な視点とか、北区の経験みたいなものも取り込んでいく。また、区の職員の方で協働といってもわからない場合が多いわけで、そういう方々に読んでいただいて理解してもらうためのものです。だ

からマニュアルは、まずは区の職員、それから市民活動の人たち、その両方が見て納得するようなものを作っていきたいと思うのです。

委員

そうすると、このマニュアルの中には、北区という地域に密着したものをまず第一に挙げられてしかるべきだと思います。あるいはもっと割り切って、滝野川地区、王子地区、赤羽地区などさらに細かくしてもおもしろいのかなと。そうした方が、より具体的に、マニュアル的になるような気もしないではないですね。

委員長

そうですね、そういう何とか地区編とかいうものはどうでしょうか。

委員

いや、それはちょっと難しいかなと思います。大体同じようなことになりますので。

委員

ということは、基本的には先ほどお話があったけれども、東京都のとらの巻みたいな、圧縮版を作るわけではないということですね。

委員長

あくまで参考資料としてですね。でも、結果としてはそんなに大きく変わらないものになるかもしれませんけれども。

委員

例えばエコーひろば館なんかは、滝野川も王子も赤羽も全部やっていますから、協働している事業を見ると地域性には関係ないような気がします。

委員

私が感じたのは、この総論というか基本的な部分の分量が結構多くて、目次の数で分量を計っているというのも変ですけれども。それで実際の進め方のところがまだ煮詰まっていないのかなという印象を受けているのですけれども。

委員長

いや、まだ、ほとんど議論はしていないでしょうね。

委員

割と細かく目次が目立っているのですけれども、何かポイントを出していければいいのかなと感じました。そうすると、もっと中身が具体的によくわかるのかなと。

委員長

ここの北区の部分は前回のたたき台の項目だけ取り出したものですから。ちょっと項目は細かく出ているかもしれませんが。

委員

指定管理者制度って、これは手短に言うとうどういことですか。

地域振興課長

行政がつくる公の施設、例えば体育館などの施設というのは行政が設置者としてその施設を管理するときに、館長など行政側から職員を派遣し、その管理のもとに、例えば清掃の部分については清掃業者に委託するというやり方をしていたのですが、今度、自治法が改正されて、民間のビル管理会社などに施設管理の全てをお願いできるように法律が改正されたということです。北区の場合ですと、館長などの北区の職員を派遣しないで、館長さんの仕事も含めて全部民間さんをお願いできる

制度が指定管理者制度ということです。

例えば、この北とぴあという会館がありますが、会館を管理運営委託するのに、今までの自治法では、文化振興財団みたいな公共的な団体にしか管理運営、丸抱えの委託はできなかったのです。それが、自治法が改正されて指定管理者になれば民間も参入できるようになったということです

委員

例えば、滝野川体育館では管理者として係長が館長になっているけれども、それを引き揚げて、民間に一切を任せるということも可能なんですね。

地域振興部長

例えば、ビル管理会社が指定管理者になればそこに丸抱えで委託することができる。

委員

行政としてはそれをやっていこうとしているわけですね、実際。

地域振興部長

まず、指定管理者制度そのものをどうするかという議論が1つあって、それが終わった後に、個々の施設のどこに指定管理者制度を導入するかということが次の議論として出てくるわけです。

委員長

2つのポイントがありまして、1つは安くできるということなんです。財政が厳しいから安くできる。でも、本当に安くしたときに、そこで区民が働くことになったときに、安く使われるだけという話になる可能性があります。安くすることは、今の財政が厳しいときには行政側のメリットになりますね。

もう一つは、その指定管理者制度の下では運営する団体が多様化してきます。今までは、いろいろ縛りがあったものについても外れていく可能性があります。図書館法との関係とか個別には残ると思いますけども。NPOの市民活動団体に委託ができるということになった場合には、図書館で読み聞かせをボランティアでやっているような人たちが、もう少し図書館の運営の中に入っていけるということになりますね。だから、もっと自治的な運営、「役所が与える図書館」から「みんなが運営する図書館」に変わっていくという可能性も出てきますね。これは2つ目のポイントのメリットですね。安いだろうというのと、自治的に運営できるであろうと、この2つの要素を持っていて、どちらに重点を置くかはそれぞれの自治体の重点の置き方になってきますね。

委員

結構問題のあるところもありますけれど。例えば、デイホームは地域の住民がやった方がよりおもしろい運営ができる。役所の方がやると、よく地域がわからないからメニューが決まってしまう、人が来ないという弊害があります。やはり、民間のノウハウを生かして、こういうのこそ協働でやったらいいと思うのです。民間の力を生かすことができるし、やりがいのある活動としてボランティアも盛んになってくる。

委員長

今後、区として指定管理者制度をどのように進めていくかについては、条例とか規則とか作っていかないといけませんね。

地域振興部長

今、区でふれあい館という地域施設があり徐々に自主管理に移しております。自主管理というのはその地域に自主管理委員会というのをつくってもらって、そこに管理運営をお願いしているのですが、仮にその自主管理委員会が指定管理者になってくれば、典型的な協働型の指定管理者になるので

はないかと思います。価格の面でも十分競争に太刀打ちできる価格で受けてもらっています。

委員

マニュアルまではなかなか難しいと思うのですが、ただ、総論部分については、ある程度マニュアルでも使えるような形で報告書との整合性をつけていけたらと思います。指定管理者だと安上がりなのかそうでないのか、価値の選択などの大まかなところについてはマニュアルが使えるような形で報告書とリンクすべきだと思うのです。

委員

これを広げるという形なのですか。

委員長

これは協働事業の進め方について細かくしていくということですね。このたたき台の中に、ある程度は入っているものですが、これを少し具体的な事例で落とし込んでいくと、もっとわかりやすくなるのではないかと考えています。

委員

活動拠点として「ぷらざ」ができ、区の促進体制だとかいろいろなことが前回でできましたが、それについてもっと踏み込んで項目立てをしてもいいんじゃないかなという気がします。

委員長

そのことについては、自由に、この項目立てとか中身について意見をいただき、そういう意見を取り込みながらたたき台をついたらどうかと考えております。ですから思いつくところ、中身についても、また項目についても自由に発言いただければと考えております。

委員

若い世代を代表させていただきますと、マニュアルはミニマムな方が望ましいですね。今回、アンケートが出たので興味があったのですが、アンケートに答えてくれた人の年代がわからないのです。今のお話を伺っていると、大規模な団体で、引退世代の人たちを想定しているという印象があったのです。先月、北米大陸に行ってボランティア活動を調べてきたのですが、北米大陸はYMCAという組織がありボランティアが働きやすく、高校生とか大学生の活動が多いらしいのです。そのような制度があるのと比べると、どうしても北区の中で高校生とか大学生が活躍できる場というのが少ないのではないかとずっと気にしていたのです。マニュアルを作るときにも、どうしても、作っている人たちが現役世代ではないというのが気になっていたのです。

委員長

現役世代ではなく退職された方々が多いということですか。日本でも結構若い人のボランティアも多いと思うのですが。市民活動団体とボランティアの関係というのはまた別の問題で、市民活動団体と行政との関係をもっと活性化しようということなのです。決してボランティアの人たちがボランティアに参加しづらくてもいいのだという話ではないのですが、それは個々の団体が考えることだと思います。日本でも、若い人もボランティアをやっているんじゃないかと思えますけど。

委員

私は広報委員会で毎月いろいろな団体取材しているのですが、その中に、子どもの遊ぶ場所をつくる会というのがあり、そこに「夏！体験ボランティア」から参加している大学生や授業の一環として来ているという高校生や中学生もいました。また、子育てが終わった近所のおじさんも参加していて、実に多彩な年代の方が参加していて非常におもしろかったです。あそこを見ると本当に各世代が全部参加しており、「夏！体験ボランティア」というのは学校も巻き込んだ非常にいい活動ではな

いかとつくづく思いました。そういう意思さえあれば、北区では、夏にはボランティア体験ができる仕組みになっているのではないかと思います。

委員

協働のところの話なんです、先ほどの発言にありましたように、時代はすごい勢いで動いており、従って、ある程度先を見て作っておかなければならないと思います。

委員

一番大切なのは選定方法と評価システムです。自己評価はもちろん必要ですが、第三者評価がまずポイントになってくる。第三者評価というのは言葉で言うのは簡単なのですが、実際にどのように第三者評価をするのかというあたりで1冊のマニュアルになってしまう。だから全部をマニュアル化するというよりも大事なところをクローズアップして、この委員会ではまずここをマニュアル化してみた、あるいは、マニュアル化まで行かなくても、可能性の選択肢を掲げた、ということを考えていくといいと思うのです。

今までの発想は、行政が今までやってたものをどのように市民にやってもらうかという話を中心なのですが、主体が市民にあると、市民に対してこういうことをサービス提供していかなければいけないという話も出てくるわけで、行政が政策を立てるという構図が大きく変わってくると思います。

今、どうしても必要だと思うのは、市民と行政マンの人事交流だと思っています。どういうことかということ、市民側もいつまでも市民からの立場だけで物を見ていてはやはり不足が出てくるし、行政側もこの市民の活動に参画をしていただく、あるいはそういった組織の運営に携わっていただくといったことも先を見て考えていく。今までは行政に言われたことをやるのがボランティアグループとか、あるいは市民活動と言われていた。どうしても行政の顔色を伺いながらというところが多い。逆に、市民に委託をしたものを行政がお手伝いをするということもこれから先はあり得ると思うのですが、この「協働」の中には、市民の活動の方が主であり行政がサポートするという発想は入っていないのです。でも、これからそのようなニーズも必ず出てくると思うので、そこまでを包含した形のものを考えたい。

また、行政側の方々は文章の作り方とか政策の立案の仕方についてすばらしい才能を持っている。定年後、行政の方が市民活動の中に入って活動していただく場づくりという側面を考えると、もっと若いうちから人事交流的なものが起きるといいと思うわけです。

委員長

そうですね。千葉県も東京都もどういった発想で協働を進めているかということ、今行政がやっている仕事を民間にやってもらうためにはどうするか、という意味での協働が多いのです。それはそれで必要で、市民活動団体がやった方がもっとおもしろいことができるということもあるだろうし、安くできるだろうということもあり、どんどん移行させようとしているのです。ところが、民間がやっている公益的な活動に対して、若干、補助金を出したりということがないわけではないんですけども、この部分については余り目が届いていないというところがありますが、それも含めてはどうかというのが今のご提案かなと思うのですが。

委員

区民の持っている力や資源を生かすための協働で街が活性化するわけです。私は10年前から行政への住民参加じゃなくて、住民活動への行政参加だと言っているのです。そのぐらいのことを思いますね。あのエコーひろば館活動を受けたことによって、みんなの才能が花開いているのです。これが街の活性化とか人の活性化になる。だから、市民の持っている力を生かすための活動として協働す

るという考え方が必要だと思うんですね。

委員

ここ1カ月、新しい仕組みづくりのためにというのを考えていたのですが、では議会は何なんだろうと。ロビー活動をして議会を通じて区民の声を行政に反映させていくのは普通のやり方だろうと。私たちは、じゃあ何を目標せよいいのか。民意を反映するには議員がいるんだから、そこでやるのが当たり前ですよ。それと違うことをやるのかなということについて悩んでいました。ボランティアは本当に一人ひとり、力もあるものですから、その人たちをどう使っていけばいいかという視点はどこかに入れる必要があるというのは賛成です。だから、今までの議会を使ったやり方もそれは1つの民主的なルールなので、それとまた見方の違ったものを何か提案できればいいなと思います。

もう一つ、マニュアルを作成するという話は賛成です。協働の進め方といっても、選定と契約と評価と、これだけだと思うのです。選定にしても今まで公平、公平と言っていたけれど、不平等だっていいじゃないかというのが本当はあるわけです。その辺のところをちゃんとマニュアルにしたいなと。できれば具体的に。こういうマニュアルを作っても抽象的でわけがわからなくて使われないというのが多いので、できればもうどんどん変えればいいし、追加すればいいと思うので、できればそこを変えれば理解できるというようなものが作ればいいなというのはあります。

それと、「協働とは」というのが最初にあるんですけど、「協働とは」という議論は要らないような気がするんです。先ほどから出ている指定管理者制度の話がありますけれども、協働の相手というのは、誰でもいいと思うのです。営利団体であろうが何であろうが、選択肢として市民がありNPOがあり。本来は、管理するのにボランティアがやるよりも、当然、知識もノウハウも専門性がある企業がやった方がいいいろいろなことができるわけで、優秀ないいサービスができるという面ではその方がいい場合もかなりある。そうすると、何が問題かということ、協働の相手や、やり方が問題というよりも、何のために北区が協働をするのかということをよく議論しておいた方がいいのかなと。事業をうまくやるためとか、単純にスムーズにするためというよりも、教育とか文化とか、人間の交流を進めるとか、そういうつながりを大事にしていくために協働するというのがないと。素人が始めるよりも、専門性を持ったところに入ってもらった方がいいものができるわけで、協働の相手として行政がそこを選べばいい話ですから。

委員長

安くするためという議論と、住民ニーズに合ったサービスをするためだと、それから、自分たちの必要なサービスは自分たちでしていくという自治の精神とか、そういうことを進めていくために協働をしていくんだと。行政というのは、行政サービスの提供をするわけですよ。今までの住民・市民というのは、そういうサービスを消費する側ですよ。そうではなくて、自分たちが提供者になりつつ消費者になっていく。自治というのはそういうものですから。そういう仕組みの1つの仕掛けとして協働を進めるといった意見もあるかと思うのです。

委員

北区としてはどの辺を具体的に進めていくのかということのを詰めておかないと、事業性の方にいってしまう。例えば、公園の管理をしますと言ったときに、管理の面に関しては企業を使った方が断然いいと思うのです。けれど、自治も含めて次の世代の人間をつくっていく。環境教育もしてまちづくりのための人間を育て、住民自治の考え方でやるということになれば、やはり企業はなかなか使えない。だから何のためにということ議論した方がいいのかなと思ったのです。

委員

企業がやった方がいいと思ってはだめだと思うのです。総合的に見て、NPOだろうがボランティア活動だろうが企業と面と向かって闘えるように我々がレベルアップをしていくことが何より大切だと思うのです。そのために、本年度は機構の方で、NPOボランティアカレッジという地域に担い手をつくろうという講座を計画しています。一般の企業の場合は、お金もうけのためなのかあるいは社会貢献のためなのか、どちらにしても教育訓練に力を入れてやっているわけです。ですから、企業でない我々も一生懸命そういうものに挑戦をしていくことが必要だし、欠けているものについていろいろな組織が連携をしながらレベルアップをしていくことが必要だと思うのです。それが民間企業を刺激することになるだろうし、一般の企業ももっと成長してくるきっかけを与えるものだと思います。だから、負けないように頑張りましょうというのが私の考え方です。

委員

読み聞かせのボランティアがあるわけですけど、出版会社がやる読み聞かせというのはやはり相当レベルが高いですよ。本も当然自分たちでそろえますし、研究もしているし、教育もしている。そういうのと比べちゃうと餅は餅屋という、情報も技量もあるなど。そこを勝負したら、やはりそれは負けるわけですよ。ものによっては任せた方がいいところがあるけれど、読み聞かせですと、やはり地元の子供は自分たちで育てていこう、次の世代をつかっていこう、そういう温かみの中で子供を育てたいねというのがあり、そのところでは絶対負けたくないところがあるわけです。だから企業がいいということではなくて、市民やNPOがそれと同じレベルで同じ選択肢の中に入るという意味で底上げをしなきゃいけないとは思いますが。

委員

出版社を使っちゃ、高いですよ。

委員

まあ、いい本を作って売って読んでもらうためにやるということですから、出版社もやはり利用価値はあります。だけどそれを使うという意味ではないですよ。私たちは子供たちと一緒に育っていききたい、自分たちも育っていききたい、一緒に夢を追って生きたいというところはあります。全部任せるつもりなんか当然ないわけですけども。ただそういう物量と情報量とか見ると、やはりそれはすごいものがあります。管理とかの面に関しては相当のノウハウを持って相当の研究をしています。行政がつき合う相手としてはそっちの方がいい場合もかなり多いのではないかとことです。

委員

最初に戻りまして、マニュアルをつくれたらいいか、つからない方がいいかというご意見ですけども、区の職員の方も活動している市民の方もよくわかるという形では、そういうものがあつた方がわかりやすいということで、マニュアルはつくっていく方向でいいと思います。アンケート結果にあつたように、協議会に参加している人であつてもいろいろなご意見があるわけですよ。周知徹底は図られるべきだと思いますので、手助けの意味でもあつた方がいいと思います。

「NPO・ボランティア活動促進委員会」という名のもとで考えていきますと、先ほどの地域性を重要視した方がいいのではないかとのご意見もあつたように、北区らしさを知るためにも、区内のNPO団体なりボランティア団体の活動を把握して、どういう活動をしているのか、それもわかっていないから若い世代が参加していないのじゃないかと、高齢の世代だけで動かしているんじゃないかという誤解を生んでしまいますよね。ですから、少なくとも、区内で現在活動している個人・団体の内容が見えていたら、これからその方たちの活動を促進するという意味でも、私たちが意見を持つためにもマニュアルは必要かなと。

ただ、「第三者評価」と書かれていても、一体どこの第三者が評価するのかなど。現在も、機構の方が促進委員も兼ねている。本来だったら分かれた形で、違う面からの意見が反映されていけばいいのだけでも、もっともっとすそ野を広げているいろいろな方の意見を取り入れる形での活動が進んでいった方がいいのかなと感じております。

委員長

その現状についてですが、ぶらざの方で何か北区の現状を把握するような活動はされています。

委員

NPO法人交流会をやりまして、いろいろな団体が来られましてとってもおもしろかったですけれど、行政の委託を受けているNPO法人は非常にうまくいっているとの感じを受けました。26団体ぐらい来られ、皆さんに話をお聞きしたのですが、結構いろいろなことをやっていらっしゃるなど。委託を受けている団体と比べて受けていない団体は基盤が弱い。大変資金繰りが大変だとか、活動の予定がないとか、いろいろ困っているという話が出ましたね。

委員長

そうすると北区の自治体は、これを見ればわかるというようなものはないということですか。

委員

今あるのは、市民活動・ボランティアセンターきた時代の1年前に登録していただいた団体登録です。今後、団体が簡単に入力して送るだけでホームページの作成、利用ができるというシステムへの登録の移行を進める準備を始めております。そうすると、パソコンを使うことで、今までの社会福祉協議会にまだ加入していない、最近の新しい団体もそこに入ってきて、登録数がそこである程度はつかめるかなど。ただ、どこにも登録したくないという団体も、もしかしてあるので、それはわからないんですけども。

委員

立ち上げのときに、アンケート調査というのをしましたよね。多分、それはすごく団体数が多いと思うんです。

委員

ただ、あれは趣味の団体も入っていますよね。市民活動団体とちょっと違うかなというところも入っていたと思うんですけど。

委員長

常に現状を把握するというのは大事なことで、恐らく行政側も必要だと思いますから、それをぶらざに委託するということですね。現状を把握するための資料をつくってくださいというのに1,000万、2,000万ぐらいで委託するのはどうでしょうかね。100万とか200万とかそういう細かいことをやるより、3,000万円ぐらいでと。

委員

どんな相手と協働するかの団体選択基準の一番下に、「委託金、補助金などが団体の収入の3分の2以上を超えないこと」と書いてあるのです。これは、機構自体がこの3分の2を超えているので、選択対象にならない。どうしてこれが必要なのか、どこかの自治体でこういうことを書いていたのですかね。自主的収入が3分の1以上なければいけないということですね。

委員長

行政側からの補助金が3分の2以上ではいけないというのは、団体が行政に依存し過ぎるという意味なんだろうと思うんですけど。こういうところを検討する必要がありますよね。

委員

それと、公平性と平等性と公開性の追求をしていくと何が起こってくるか。先ほど言った選定方法は、選定委員会をつくって1年間議論をして、実はものすごい費用と時間がかかる。つまりタイムリーな意思決定ができない。もともと行政が持っていた問題点を引きずってしまうのです。だから、もちろん平等性とか公平性とか情報公開とかというのはもう当たり前のこととして、うまい仕組みをつくらないと、時間とコストを浪費するばかりで、何のための協働なのかといった疑問符がついてしまう。

それは第三者評価の話もそうで、評価を徹底的にやろうと思ったら、それこそ莫大なお金を払って何の文句もつけようのないような評価報告書をつくらせるということになります。ですから、コストと時間と成果のバランスを見ていくということをしなといけません。

それからもう一つ、責任の所在の話なのですが、委託を受けたら、受けた側が本当に大変な責任を負うのです。そういう認識がなくて協働だと言うのは受けた市民側が言い逃れに使えるのです。一緒にやりましょうという話になれば、どこかで最後責任を負わないで、行政に責任を押しつけることもできる。逆に、行政側も市民に責任を押しつけ、我々はこういう指導をしていたのだけれどという言いわけにも使える。協働の恐ろしいところは、だれが責任をとるのかわからないこと。

委員長

第三セクターになるということですね。

委員

第三セクターになってしまうのです。第三セクターは、理念はいいものであったにもかかわらず、運用を間違ったためにうまくいったケースは少ないと言われている方法だと思うのです。ですから、協働のそういうマニュアルだとか方法を研究するときに、同じ轍は踏まないようにする。

それから、NPOとかボランティア側には限界があるというのをつかんでおく必要があります。株式会社とか有限会社と違って合議制なのです。ということは、タイムリーな意思決定ができないということなのです。受託をするのはいいけれども、だれが責任を持って本当にやるのか。理事会を開いていけば、理事30人いけば30分の1ずつの責任であるという当たり前のことがあったとしても、だれが最終的に責任をとるかという話で、結局無責任になりがちになる。この協働を進め、行政側がパートナーの相手としてどういう団体を対象とするのか、市民側もそういう責任体制をどういうふうにとるのか、あるいは行政に対してどういう責任を持つかということを明確にすることは、協働を進めていく上では大切なことだと思っています。

委員

今の話を聞いていると、なかなか相手が見つからないような気がします。ですから、いろいろなことを常に担保してやっていく。

委員

そこは本当に悩んでいるのです。図書館関係のボランティアをしているので、そういう話はいろいろ来るのですが、今の実力レベルではそれだけの責任は持てないと、全部一応お断りしているのです。私たちは単にボランティアのレベルで、一生懸命やって、当然責任は持っているつもりですけど、何百万円、何千万円も預かるしっかりとした組織を持った責任の負える団体ではないのです。今のところ、それを受けられる団体というのはかなり限られています。

私は「ぶらざ」にとっても期待しているんです。小さな団体とか個人の力を集めて何かしたいというときに「ぶらざ」が仲介役といいますか中間組織になって、契約の問題とか責任の問題について

ある程度負ってくれたら私たちは動く方に専念できる。そういった「ぶらざ」の介在に期待しているのです。だから、いつも話が出る事業の委託というのは、かなり大きなしっかりとした組織じゃないとできないだろうなというところがあって。

委員

お金のことを言えば確かに安いですね。役所の方は2人も雇えないようなお金で委託を受けて、それで100人のボランティアでやっています。今のままだと若い人は働けない。土日しかできない。ただ、そこで活動することによって生きがいを見つけた人とか社会参加ができたとか自分の才能が花開いたということがある。だけど、それを仕事としてはできないというところですね。だからあくまでもボランティアということなので、これから先を考えるときにいろいろと考え込むことがあります。確かにボランティアの善意で成り立っている。そういうところなんですね。もう10年になりますが、相当な努力が要ります。

委員

今のお話は、委託のお話があるんだけど受け切れないからお断りしているということだったんですね。でも、逆に、担当の方が異動してしまい、今までやれていたいろいろなことができなくなったりすることがある。ある分野で協働したいと思っていてもできないことも結構あるんです。部署ごとに担当の方の意識の違いなどがあって、「協働」を「協力を得る」ぐらいに勘違いしている方もいて、ばらつきがあると思うのです。要するに「下請化」と書いてありますが、そういうふうを考えている方もいて、そういうばらつきをなくすこともすごく大事で、協働が非常に必要だということもきちっと押さえないといけないと思いました。

委員

先ほどの話はそこまで責任は持てないという話です。委託の形での協働というのを受けられないのであれば協力でいいやと。そっちの方が楽なわけですよ。そこでとっても悩んでいるわけですよ。パートナーとして対等にやっていった方が言いたいことを言えるしやりたいことがやれますよね。北区の教育についてこんなこともやりたいとか言えるけど受けちゃったら責任を持てないですね。そこを改革しなきゃいけないのは事実なんですけど。

委員

話は少し飛躍するかもしれませんが、ボランティア活動や委託活動中に人が死んだという問題が起こった場合、最終的には管理責任者の北区が責任を負いますよね。保険に入っているからという話とはまた別に、最終責任を追及しますとそこにいきますよね。

委員長

ボランティアの方が福祉施設で介護しようと思ったら、落として骨折したと。こういう事例というのは少なからずあって、結果として自治体が訴えられるという事例はあると思います。そのときに、ボランティアを訴えても解決にはならないので、多くの方は自治体を訴えてきますね。自治体は委託したんだからといって逃れられるかということ、ケース・バイ・ケースなんでしょうけども、最終的にはやはり公的な責任を負う形になると思いますね。だから、逆に言うと市民活動の側で責任を負うとしたとしても、そういう精神を持っていたとしても、実質的に損害賠償を全部払えないという場合には行政責任が出てくる。だから、委託したからといって責任はありませんと言えるかどうか。例えば、原発の東海村で漏れたという、ああいう事件でも、もう民間会社に任せているんだから行政には責任はありませんよとは絶対言えないですね。しかし、民間会社は責任を負わないかということそうではないですね。だから、そこは責任の割り振りが、行政が2で民間の会社が8とか、あるいは6対4と

かというのは裁判の結果としてそういう数字が出てくると思うんですけど、完全にどちらとも免責はされないということだと思うのです。

委員

今日は協働について一応いろいろな議論が出たと思うんですが、今後これをどんなふうに進めていくか、ある程度見通しを示していただきたいと思います。

委員長

前回たたき台を出していただいたのですが、何も議論していないのにたたき台を出すのはおかしいじゃないかと、こういうご意見があったわけですね。ですから、今日は、項目とか、そもそもつくるべきかどうかとか、どんな内容を含めていくかというようなことを議論していただいたということになります。

これで次回は、安心してたたき台が出せる。全部出していいかどうかは別としても、今日の議論を踏まえて訂正すべきことは訂正して出していただく。1つひとつ確認をして、ここはこうでいい、ああでいいということをしていきたいと、こういう手順を進めたいと思っているのですが。

委員

結局マニュアル的なものをつくるということですね。誰に作ってもらうかということは、まだ決めてはいないのですか。

委員長

事務局で作ってもらおうかと思っているのですが。このたたき台をどのように手直しかつということを含めて、事務局に原案をつくってもらった方が。

委員

婦人問題懇話会のときの座長さんが、各項目についてみんなで書くことにしたのですが大変な騒ぎでした。作家の方や学校の先生など書く内容が豊富なのです。いっぱい書いてあったのですが、結構、切っけししまいスリムな答申を出したんです。それを考えると、どなたかに書いてもらった方がいいのでは。

委員長

委員の中でですか。

委員

委員の方に書いていただいてもいいけれど、やる方がいらっしゃるのかわかりません。やはり事務局の方に書いていただいたらと思います。ただわかりやすく、ぜい肉をつけないで書いてもらいたいですよね。一般の人が読んでもわかりやすいものを。

委員長

委員が書かれた場合、ほかの委員の人が遠慮してしまうというところがありますね。事務局で客観的に書いたものに対していろいろ言っても、あくまで事務局のたたき台ですからと、こう言っていけば済むところがあります。委員の方が思いを入れて書いたものはなかなか直しづらいところがありますよね。ただ、ぜひとも書きたいという方がいらっしゃれば別ですけど。

委員

そういう方がいらっしゃればありがたいですけども、そういう人はいないんじゃないですかね。

委員長

それでは、事務局で書いていただくということによろしいですか。

異議なし

地域振興部長

その柱立てについてもう少しご論議された方がいいかなという気がするので、提案なんですけど、次回の会議の一定時間を割いて、もう一度、柱立てを再確認した上で、次の次の回までに事務局がたたき台をつくるという手順でどうでしょうか。

地域振興課長

これはご提案なんですけれども、できればマニュアルをつくった自治体の担当者に来ていただいて、お話でも伺ったらいかがでしょうか。

委員

今、何が問題かが我々がよくわかっていない段階で教科書的に教わっても、結局問題解決にはならないと思うのです。いろいろな課題が出てきて協議のポイントが出てきたときに、こういうポイントでお話をさせていただくというやり方にしたらどうでしょうか。例えば、行政側がパートナーとしての相手を見つけるときどのようなチェックをするべきかなど、我々が問題点を見つけたときに話していただいたほうが効果的だと思いますが。

委員長

わかりました。

ところで、なぜ協働を進めるのかという点が重要だとおっしゃっていましたが、箇条書きで結構ですので、重要だと思うコメントふうのものを事前に作っていただくと、事務局が案をつくるときに役に立つのではないかと思います。どの分野でも構いませんので。

委員

これからいろいろ詰めていくに当たり、事務局側で課題となってくるところがあると思うのです。それを示して頂き、それについての意見や提案を出していくほうがリアクションし易いと思います。

委員長

なるほど。こういうたたき台という形になっていなくても、ここでのポイントはこういう点でよろしいですかというような、そういうメモ書きふうのものですね。

たたき台を全部つくるのは次回までには厳しいかと思うんですが。そのような形で、ポイントを取り出して、問題を投げかけるような形のものを作っていただけたらと思います。こちらの側は、委員の皆さんは委員の皆さんで関心のあるところをメモとしてつくっていただくと。事前に提出いただければコピーをつくって皆さんに回るようにつくるといことです。事前に提出できない場合には、コピーを持ってきていただけると助かるということになりますね。

では、それでよろしいですか。次回は7月5日です。月曜日ということになります。これで、第9回のNPO・ボランティア活動促進委員会を閉会させていただきます。

閉 会